



区の世帯と人口(3月1日現在)	
住民登録	前月比
世帯数	121,623 (+108)
人口	202,650 (+136)

発行 台東区 編集 総務部広報課 〒110-8615 台東区東上野4丁目5番6号
 TEL 5246-1111 (代表) FAX 5246-1029 (広報課) 区HP▶



台東区手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例を制定しました 4月1日施行

障壁のない多様性が尊重される共生社会の実現をより一層推進するため、「手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例」を制定しました。条例の概要は下記の通りです。

目的

手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進について区の基本理念を定め、区の責務並びに区民等及び事業者の役割を明らかにすることにより、多様性が尊重される共生社会を実現する。

区の責務、区民等・事業者の役割

- ①基本理念に基づき、施策を推進する(区の責務)
- ②基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努める。(区民等・事業者の役割)
- ③障害者が手話言語及び障害の特性に応じた多様な意思疎通手段を利用するための合理的配慮をしなければならない。(事業者の役割)

問合せ 障害福祉課 TEL (5246) 1206

本条例について、詳しくは区HPをご覧ください。



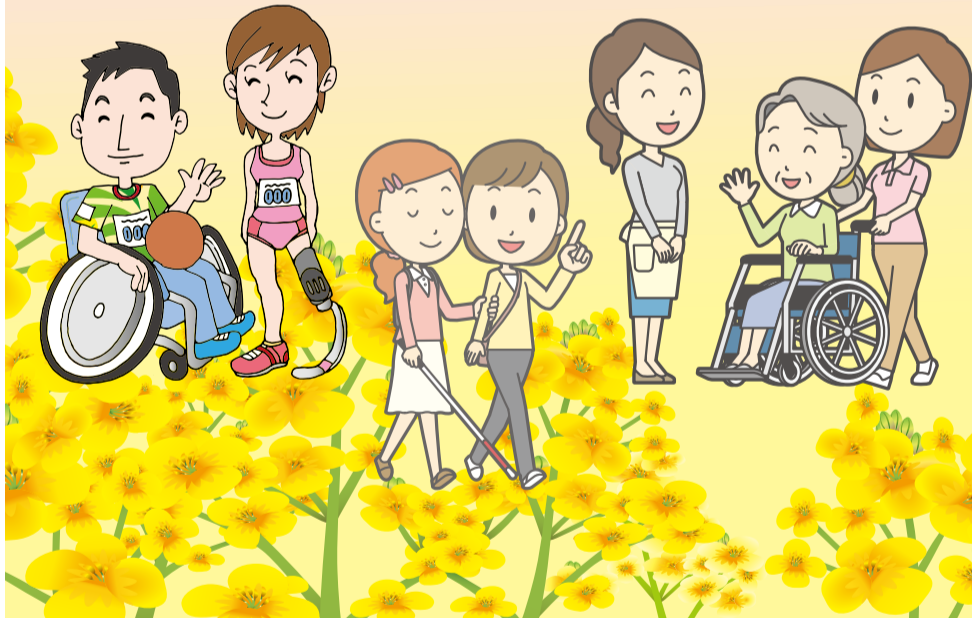
基本理念

- ①手話は言語であることはもとより、独自の言語体系を有する文化的所産であるという認識のもと、その理解と普及を行わなければならないこと
- ②全て障害者は、可能な限り、意思疎通手段についての選択の機会が確保され、意思疎通を円滑に図る権利は、最大限尊重されなければならないこと
- ③全ての人が相互に人格と個性を尊重し合うこと

施策の推進

区は次の施策を総合的かつ計画的に推進する。

- ①普及・啓発
手話言語及び障害の特性に応じた多様な意思疎通手段に対する理解を促進し、普及及び啓発を図るための施策
- ②利用の促進
手話言語及び障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用を促進するための施策



台東区区政功労者を表彰しました—自治功労など7分野67人—

問合せ 総務課 TEL (5246) 1052

区に貢献し、功労が顕著な方を表彰しました。

(川俣不同、敬称略)

●自治功労者(27人)

石塚猛、高森喜美子、石川義弘、秋間洋、小坂義久、古茂田繁子、麻生勝重、熊倉健二、佐藤友一、安田勝亮、松野英雄、吉田肇、小坂透、小林桂次、金森錬幸、北山睦人、船生泰司、飯田龍生、嶋村弘人、渡邊忠次郎、山田稔、大橋庸男、鶴飼英男、嶋田彰、水田茂則、瀬沼雄二、内山忠明

●教育功労者(20人)

中村紀子、桑原裕美子、岡添真介、齋藤啓光、岩間隆洋、吉田裕子、西村利子、飯田京子、梶原徳二、海内栄一、藤岡文行、長沼一雄、西村勝、始澤澄江、田澤延浩、阿久津富弘、小安美佐子、檜山守克、加瀬キミ子、中野佐智

●商工観光功労者(1人)

小原雄司

●社会福祉功労者(11人)

蓼沼康夫、大島千恵子、勝呂みゆき、安藤由美子、木村成子、坂本千春、柴原公明、葛井正、青木和香美、立川萬里子、武内透

●保健衛生功労者(1人)

吉田雄一郎

●徳行者(2人)

屋代典子、故・屋代たか子

●金品寄贈者(5人)

上原勉、坂巻光子、土肥重信、桑山征洋、伊藤和芳

新型コロナウイルス感染防止のため、区主催イベント等が中止・延期となっています。詳しくは、区HPをご覧ください。また、区有施設でも中止・延期の一覧がご覧になれます。



2面にも「区立施設の休館および一部サービスの休止について」等関連情報を掲載しています。